

要介護(要支援)認定を受けた方が利用できる介護(介護予防)サービスの種類

サービス名	サービス内容	要支援		要介護				
		1	2	1	2	3	4	5
自宅で利用するサービス								
訪問介護(ホームヘルプ)	介護福祉士や訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や調理・洗濯・掃除等の家事を行うサービス			○	○	○	○	○
訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス	○	○	○	○	○	○	○
夜間対応型訪問介護【地域密着型】	夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを実施			○	○	○	○	○
看護小規模多機能型居宅介護【地域密着型】	複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて、1つの事業所が一体的に提供「小規模多機能型居宅介護(通い・宿泊・訪問)」と「訪問看護」の組み合わせ			○	○	○	○	○
訪問入浴介護	自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービス	○	○	○	○	○	○	○
訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービス	○	○	○	○	○	○	○
定期巡回・随時対応型訪問介護看護【地域密着型】	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を実施 1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携してサービスを提供する「連携型」がある			○	○	○	○	○
居宅療養管理指導	在宅で療養していて、通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行うサービス	○	○	○	○	○	○	○
自宅から通って利用するサービス								
通所介護(デイサービス)	日中、老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事・入浴・その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービス			○	○	○	○	○
地域密着型通所介護【地域密着型】	日中、小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事・入浴・その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービス			○	○	○	○	○

サービス名	サービス内容	要支援		要介護				
		1	2	1	2	3	4	5
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や診療所、病院等の医療機関において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービス	○	○	○	○	○	○	○
短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所してもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービス	○	○	○	○	○	○	○
認知症対応型通所介護 【地域密着型】	老人デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練(リハビリテーション)等を実施	○	○	○	○	○	○	○
短期入所療養介護	介護老人保健施設や医療施設に短期間入所してもらい、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービス	○	○	○	○	○	○	○
小規模多機能型居宅介護 【地域密着型】	通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練(リハビリテーション)を実施	○	○	○	○	○	○	○
生活環境を整えるためのサービス								
福祉用具貸与	利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るための福祉用具をレンタルするサービス	○	○	○	○	○	○	○
住宅改修	在宅の利用者が、住み慣れた自宅で生活を続けられるように、住宅の改修を行うサービス	○	○	○	○	○	○	○
特定福祉用具販売	利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るための、その用途が「貸与になじまないもの」である福祉用具を販売するサービス	○	○	○	○	○	○	○
生活の場を自宅から移して利用するサービス								
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられる。			△ 例外	△ 例外	○	○	○
介護老人保健施設	入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができる。			○	○	○	○	○
特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなどが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービス			○	○	○	○	○

サービス名	サービス内容	要支援		要介護				
		1	2	1	2	3	4	5
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス		○	○	○	○	○	○
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 【地域密着型】	定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービス			△ 例外	△ 例外	○	○	○
地域密着型特定施設入居者生活介護 【地域密着型】	介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなどが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービス			○	○	○	○	○
介護医療院	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設			○	○	○	○	○
計画をつくるサービス								
居宅介護支援	介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー(介護支援専門員)が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそってケアプランを作成したり、さまざまな介護サービスの連絡・調整などを行うサービス			○	○	○	○	○
介護予防支援	要支援1または要支援2の認定を受けた方が、介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防プランの作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行う	○	○					